

# 13 関係相続人等による関係遺言書の閲覧



## 関係遺言書原本の閲覧

翻訳文は保管申請時の遺言書保管官の審査の参考資料であって、遺言書ではありません。したがって、保存期間中の翻訳文を閲覧するときは、別途申請書等の閲覧請求が必要となります

**関係相続人等**（遺言者の相続人、受遺者、遺言執行者等）は、**遺言者の死亡後**、関係遺言書の**原本の閲覧**を請求することができます（法第9条第3項）。

ほかに遺言書保管ファイルの記録の閲覧手続があります。



## 遺言書保管官による本人確認

任意代理人  
不可

遺言書保管官は、省令第13条各号に掲げる方法により請求人、その法定代理人又は請求人が法人であるときはその代表者が本人であることを確認して、法第9条第3項の規定による閲覧をさせなければなりません（省令第39条、第13条、法第9条第3項）。

## 遺言書保管官による本人確認の方法（省令第13条）

### ◆以下のいずれかを提示する方法

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 旅券（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 乗員手帳（ただし、書類の提示を行う者の氏名及び出生の年月日の記載があるものに限る。）
- 在留カード
- 特別永住者証明書

本人確認資料が必要となります。



遺言書保管官は、書類を提示した者の同意を得て、その写しを作成しますが、当該者の同意が得られないときは、この限りでないとされています（準則第17条）。

### ◆上記に掲げるもののほか、以下の要件を全て満たす書類を提示する方法

- 官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であること。
- 上記書類に氏名及び出生の年月日又は住所の記載があり、本人の写真が貼付されたものであること。
- 当該書類の提示を行う者が本人であることを確認することができるものとして遺言書保管官が適当と認めるものであること。

# 13 関係相続人等による関係遺言書の閲覧



## 関係遺言書の閲覧の請求先

自己（請求者）が関係相続人等（遺言者の相続人，受遺者，遺言執行者等）に該当する関係遺言書を現に保管する遺言書保管所（法第9条第3項）となります。



## 請求書・書類の提出

詳細は次ページ以降参照

関係相続人等は，その旨を記載した法務省令で定める請求書及び書類を添付して遺言書保管官に提出しなければなりません（法第9条第4項，省令第37条，第38条）。



## 手数料の納付

政令で定める額の手数料金 **1,700円**（収入印紙）を「手数料納付用紙」に貼ってしなければなりません（法第12条，省令第52条，別記第12号様式）。



## 関係相続人等による関係遺言書の閲覧の方法

関係遺言書の閲覧は，遺言書保管官又はその指定する**職員の面前**でさせることとなっています（省令第39条，第22条）。

デジカメ，スマホ等による写真撮影は可能です。

閲覧者のプライバシーが確保できない遺言書保管所の環境によっては，別室で閲覧専用のドッチファイルにより閲覧し，また，閲覧机上には鉛筆とメモ用紙を備え付けた上，閲覧に不要なものはカバンの中に入れていただきます。



# 13 関係相続人等による関係遺言書の閲覧



## 請求書の提出

様式は次ページ参照

請求書には、**次に掲げる事項**を記載しなければなりません(省令第37条(別記第9号様式))。

省令第37条第2項, 第33条第2項(第6号を除く。)

※遺言書保管ファイルの記録の閲覧についても同様の記載事項となります(省令第40条)。

- 1 請求人の資格, 氏名又は名称, 出生の年月日又は会社法人等番号及び住所並びに請求人が法人であるときはその代表者の氏名
- 2 法定代理人によって請求するときは, 当該法定代理人の氏名又は名称及び住所並びに法定代理人が法人であるときはその代表者の氏名
- 3 請求人又は法定代理人の電話番号その他の連絡先
- 4 遺言者の氏名, 出生の年月日, **最後の住所, 本籍** (外国人にあつては, 国籍) 及び**死亡の年月日**
- 5 **相続人 (数次相続人を除く。)** の氏名, 出生の年月日及び住所
- 6 手数料の額
- 7 請求の年月日
- 8 遺言書保管所の表示

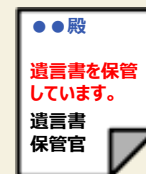
◆請求人が以下に掲げる書類を添付した場合, 省令第33条第2項第4号の一部 (上記赤字部分) につき記載を要しません (省令第37条第3項, 第33条第3項第1号)。

- ・遺言書保管事実証明書



◆請求人が以下に掲げる書類のいずれかを添付した場合, 省令第33条第2項第4号の一部 (上記赤字部分) 及び第5号 (上記青字部分) につき記載を要しません (省令第37条第3項, 第33条第3項第2号)。

- ・遺言書情報証明書
- ・法第9条第5項の通知の写し
- ・政令第9条第4項の通知の写し
- ・省令第48条第1項の通知の写し



◆請求人が以下に掲げる書類を添付した場合, 省令第33条第2項第5号 (上記青字部分) につき記載を要しません (省令第37条第3項, 第33条第3項第3号)。

- ・法定相続情報一覧図の写し (相続人 (数次相続人を除く。)) の住所の記載があるものに限りです。)





# 13 関係相続人等による関係遺言書の閲覧



## 請求書様式（関係相続人等用・継続）

別記第9号様式

※遺言書保管ファイルの記録の閲覧と共通様式となります（省令第40条）。

**【請求人本人の確認・記入欄】** ※以下の項目について、該当するものがあれば□にレ印を記入してください。

遺言書情報証明書の交付を受けた。

遺言書の複製をした。

遺言書保管ファイルの記録の複製をした。

遺言書保管事実証明書の交付を受けた。

遺言書が保管されている旨の通知を受け取った。

(注) 届けが必須とされている証明等ごとの複製は一部省略できる場合があります。なお、請求人の資格や年齢によって省略できる項目が異なります。

請求人又は法定代理人の  
署名又は記名押印

備考欄

記載・添付書類省略に係るチェック項目があります。

省令第33条第3項第2号及び第3号に定める書類を添付した場合：右ページ全部記載省略可

4103

ページ数 3/

3/4ページ

**【相続人欄】** 死遺言書の法定相続人全員の氏名等を記入してください。法定相続人欄一頁欄の写し(住所が記載されたもの)を添付する場合は、本用紙の記入を省略することができます。

相続人の氏名 姓 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

名 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

相続人の出生年月日 □ 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 □□年□□月□□日

相続人の住所 〒 □□□□ - □□□□

郵便番号 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

市区町村 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

建物名 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

相続人の氏名 姓 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

名 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

相続人の出生年月日 □ 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 □□年□□月□□日

相続人の住所 〒 □□□□ - □□□□

郵便番号 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

市区町村 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

建物名 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

相続人の氏名 姓 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

名 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

相続人の出生年月日 □ 1:令和/2:平成/3:昭和/4:大正/5:明治 □□年□□月□□日

相続人の住所 〒 □□□□ - □□□□

郵便番号 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

市区町村 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

建物名 □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

(注) 記入欄が不足する場合は、用紙を追加してください。

4104

ページ数 /

4/4ページ



# 13 関係相続人等による関係遺言書の閲覧



## 添付書類

※遺言書保管ファイルの記録の閲覧についても同様の添付書類となります（省令第41条）。

請求書には、次に掲げる書類を添付しなければなりません（省令第38条，第34条，法第3条第4項）。

- 1 遺言者を被相続人とする法定相続情報一覧図の写し（廃除された者がある場合には、その者の戸籍の謄本，抄本又は記載事項証明書を加える。）又は  
遺言者（当該遺言者につき代襲相続がある場合には、被代襲者を含む。）の出生時からの戸籍及び除かれた戸籍の謄本若しくは全部事項証明書並びに相続人（数次相続人を除く。）の戸籍の謄本，抄本又は記載事項証明書（遺言者又はその相続人が外国人である場合には、これらに準ずるもの）
- 2 相続人（数次相続人を除く。）の全員の住所を証明する書類  
※官庁又は公署の作成したものは、その作成後3月以内のものに限ります。
- 3 請求人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該請求人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）
- 4 法第9条第1項第1号（遺言者の相続人）の相続人として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類（当該相続人が数次相続人である場合には、別途その相続人に該当することを証明する書類が必要となる。）
- 5 法第9条第1項第2号（受遺者等）に規定される相続人として請求する場合は、当該相続人に該当することを証明する書類（受遺者等の相続人である場合には、別途その相続人に該当することを証明する書類が必要となる。）
- 6 請求人が法人であるときは、代表者の資格を証明する書類で作成後3月以内のもの
- 7 法定代理人によって請求するときは、戸籍謄本その他その資格を証明する書類で作成後3月以内のもの

認証文日付が3か月以内の法定相続情報一覧図の写しに住所が記載されたものでよい。

◆請求に係る遺言書について、次に掲げる事項が既に行われている場合には、省令第34条第1項第1号及び第2号（上記赤字部分）に掲げる書類の添付を要しません（省令第34条第2項）。

- ・遺言書情報証明書の交付
- ・関係相続人等による閲覧



最初に請求した者以降の者（2番バッター）は楽ちゃんなんです！！